

「地元かながわ再発見」推進事業支援金交付要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、深刻な影響を受けた様々な観光事業者を支援するとともに、神奈川県民が地元・神奈川県の魅力を見直す契機とするため、神奈川県民による県内における多種多様な旅行・宿泊商品等の割引及び旅行商品等の造成に対して、予算の範囲内において、割引額を支援金として交付する「地元かながわ再発見」推進事業（以下「再発見推進事業」という。）を実施することとし、その支援金については、本要領の定めるものとする。

(事務局)

第2条 神奈川県（以下「県」という）から当該事業を受託した共同企業体事務局（以下「事務局」という。）が行うこととする。

(支援金の要件)

第3条 支援金の対象となる商品は、次表に定めるものとする。ただし、いずれも県民が購入及び商品を利用したものとし、サービスを提供する各施設等については、県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」の取組を実施すること。また「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を施設内に掲げること。

2 支援金の対象となる期間は、令和2年10月1日から予約を開始する10月8日出発分以降の商品で、令和3年2月28日迄の利用分とする。なお、宿泊については、3月1日チェックアウトのものを含む。（ただし、支援金の予算が消化され次第、終了となる。）

3 支援金の対象となる商品の購入回数は上限を定めない。また宿泊を伴う商品の連泊についても無制限とする。

4 支援金の対象となる商品の販売に際しては、再発見推進事業であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。割引率は下記表（※1）の通りとする。ただし、割引後の価格が1人1泊（又は1券面）1,000円を最低価格とする。

5 第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大等による緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出の自粛要請を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の神奈川県民の利用。
- (2) 国又は県若しくは地方自治体が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：国の事業予算を活用したモニターツアー（参加者無料）等）
- (3) 国又は県若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (4) 業種別ガイドラインを基準に、新型コロナウイルス感染のリスクが高いと判断されるイベント等への参加ツアー
- (5) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (6) その他、事務局が不相当と認めるもの

○旅行事業者・宿泊事業者・鉄道事業者・船舶事業者の基本割引額 (表1)

対象商品		割引前の販売価格	割引額	
			定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (横浜・鎌倉・箱根以外)
宿泊旅行	一人一泊当たり	5,000円～9,999円	1,000円	2,500円
		10,000円～14,999円	2,500円	5,000円
		15,000円以上	5,000円	7,500円
日帰り旅行 ／鉄道・観光船 企画切符等	一人(券面)当たり	3,000円～4,999円	1,000円	1,500円
		5,000円～6,999円	1,500円	2,500円
		7,000円～9,999円	2,000円	3,500円
		10,000円以上	3,000円	5,000円

※再発見エリアとは、神奈川県内の定番エリア（横浜・鎌倉・箱根）以外の地域を意味します。
 ※申込先のシステムの都合上、割引精算方式が上記と異なる場合があるが、割引率は上記に基づき算出（割引）すること。詳細は、予約先の事業者の案内を確認すること。

○清算方式が異なる場合の割引精算例 (1)

宿泊旅行 (OTAの宿泊商品)	一つの予約ごとの販売価格	クーポン券額(割引額)		利用条件
		定番エリア	再発見エリア	最低利用人数
	15,000円以上	5,000円	7,500円	1名～
	30,000円以上	10,000円	15,000円	2名～
	45,000円以上	15,000円	22,500円	3名～

定番エリアに、1泊3名で一人あたり8,000円のホテルを予約し、代表者が一括精算する場合。
 合計：24,000円に対し、5,000円クーポンを1枚利用しオンライン上で精算する。

○清算方式が異なる場合の割引精算例 (2) ※総人数割引

宿泊商品 (宿泊事業者の 宿泊商品)	1泊当たりの販売金額	クーポン券額(割引額)		利用条件
		定番エリア	再発見エリア	最低利用人数
	0～9,999円以内	—	—	2名～
	10,000円以上	2,500円	5,000円	2名～

1泊あたりの宿泊代金総額（ツイン利用2名分の合算）が10,000円を超える場合、定番エリアでは2,500円、再発見エリアでは5,000円の割引が適用。

○清算方式が異なる場合の割引精算例 (3) ※連泊割引

宿泊商品 (宿泊事業者の 宿泊商品)	販売金額の総額 (連泊分の合計)	クーポン券額(割引額)		利用条件
		定番エリア	再発見エリア	最低利用人数
	0～9,999円以内	—	—	2名～
	10,000円以上	2,500円	5,000円	2名～

2名で1泊4,500円の民宿に1泊する場合 ⇒ 割引適用不可
 但し2名で2泊、合計18,000円の支払いが生じる場合は定番エリアでは2,500円、再発見エリアでは5,000円の割引が適用。

(支援金の交付対象となる事業者(以下、「対象事業者」という、)

(支援対象事業者)

第4条 支援の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 県内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア. 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第6項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
 - イ. 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた者
- (3) 日本国内に法人格を有するOTA(OnlineTravelAgent)であり、相応の実績を持つと認められる者(手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については県と協議を行い、認められる者に限る)
- (4) 県内に営業路線があり、且つ周遊きっぷの取り扱いのある鉄道事業者
- (5) 県内に営業航路があり、且つ旅行会社とのクーポン契約を締結している船舶事業者
- (6) 対象事業者として事務局が適当と認めた者

(支援事業者の遵守事項)

第5条 支援対象事業者は以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、各種業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。
- (2) 神奈川県「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」の取組を実施すること。また「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を施設内に掲げること。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個

人であってはならない。

- (5) 当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- (6) 第3条第5項第1号に該当する場合のキャンセル料を商品の購入者には求めないこと。

(支援金の交付申請書類)

第6条 支援対象事業者は、次の書類を各事業担当事務局に提出するものとする。

但し、同一の法人等において、事業区分により複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

(1) 旅行事業者

- ア. 事業参加申込書（様式第1号）
- イ. 誓約書（様式第2号）
- ウ. 県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」（「感染防止対策取組書」）の写し
- エ. 支援金振込口座確認書（様式第3号）
- オ. 前号の指定口座通帳の写し
- カ. その他事務局が必要と認める書類（別途事業者別マニュアルを参照）

(2) オンライントラベルエージェント（OTA）

- ア. 事業参加申込書（様式第1号）
 - イ. 誓約書（様式第2号）
 - ウ. 支援金振込口座確認書（様式第3号）
 - エ. 前号の指定口座通帳の写し
 - オ. その他事務局が必要と認める書類（別途事業者別マニュアルを参照）
- なお、提携する宿泊施設に対しては県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」の登録を促すこと

(3) 宿泊事業者

- ア～カ（ウを除く）に関してはWEBで登録を行う為書類は不要とする。詳細は事業者別マニュアルを参照すること
- ア. 事業参加申込書
 - イ. 誓約書
 - ウ. 県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」（「感染防止対策取組書」）の写し
 - エ. 支援金振込口座確認書
 - オ. 前号の指定口座通帳の写し
 - カ. その他事務局が必要と認める書類（別途事業者別マニュアルを参照）
- ※ウに関しては書面で提出をすることとする

(4) 鉄道事業者・船舶事業者

- ア. 事業参加申込書（様式第1号）
- イ. 誓約書（様式第2号）
- ウ. 県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」（「感染防止対策取組書」）の写し
- エ. 支援金振込口座確認書（様式第3号）
- オ. 前号の指定口座通帳の写し
- カ. 実施計画書支援金算出シート（様式第6号）
- キ. その他事務局が必要と認める書類（別途事業者別マニュアルを参照）

2 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

(交付決定額の通知)

第7条 事務局は、内容を審査し、県と協議の上、支援金額を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

※宿泊事業者は、交付決定通知書(様式第4号)の通知は行わない。詳細は事業者別マニュアルを参照すること。

(交付決定額の変更)

第8条 支援対象事業者は、交付決定額通知後に、次の各号に掲げる事由により第6条第1項で提出した交付申請書の実施計画を変更しようとする場合は、事務局と協議の上、変更申請書(様式第5号)を提出する。

- (1) 事業参加申込書記載内容の変更
- (2) 申請した支援金総額合計の20パーセントを超える場合の変更
ただし、支援金の予算が消化され次第、終了となる。
- (3) 申請した支援金総額の20パーセントを超える減額

2 変更申請書に添付する書類については次のとおりとする

- ア. 実施計画書支援金算出シート(様式第6号)
- イ. その他事務局が必要と認める資料

3 事務局は、前項の規定による変更申請による支援金の交付決定額については変更回答通知書(様式第7号)により通知する。

※宿泊事業者は、上記事項は対象外となる。詳細は事業者別マニュアルを参照すること。

(月次報告及び月次請求)

第9条 支援対象事業者は、毎月末時点で全ての事業が完了していない場合でも、当月1日から末日までの実績について、各事業者ごとに定められた所定期日までに、次の書類を事務局へ提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、第6条1項に記する複数にまたがる事業者は、それぞれ提出すること。なお、実績が無い場合においても毎月提出すること。

- (1) 月次報告書(様式第8号)
- (2) 月次実績内容確認書(様式第9号)
- (3) 月次実績内訳シート(様式第9号の2)
- (4) 月次実績内容が証明できる書類の写し
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

※宿泊事業者は、上記のうち一部WEBで登録を行う為、詳細は事業者別マニュアルを参照すること

2 支援対象事業者は、前項の月次報告にあわせて月次請求書(様式第10号)を提出することができる。

3 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、第1項で提出された実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

4 事務局は、支援対象事業者の事業進捗状況を確認し、事業参加申込書や実施計画書支援金算出シートとの乖離がみられる場合は、支援対象事業者と調整の上、第8条3項に基づき変更回答通知(様式第7号)をする。

※宿泊事業者は、変更回答通知(様式第7号)の通知は行わない。詳細はマニュアルを参照すること。

(実績報告)

第10条 支援対象事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了月の翌月の各事業者ごとに定められた所定期日までに、事務局に提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、第6条第1項記載の通り事業区分が複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

2 前項に定める実績報告書等は次の書類とする。ただし、下記（2）及び（3）は全期間の書類を提出すること。

- （1）実績報告書（様式第11号）
- （2）月次実績内容確認書（様式第9号）
- （3）月次実績内訳シート（様式第9号の2）
- （4）実績内容が証明できる書類の写し
- （5）交付総額確認書（様式第12号）
- （6）その他事務局が必要と認めるもの

※宿泊事業者は、上記のうち一部WEBで登録を行う為、詳細は事業者別マニュアルを参照すること

（支援金の交付）

第11条 事務局は、第9条第2項による適正な請求書を受領し、支援金額が確定した日から30日以内に対象事業者の指定口座に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付の条件）

第12条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする

- （1）当該実施要項と支援金交付要領の規定に従うこと
- （2）支援対象事業者は、再発見推進事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない
- （3）支援対象事業者は、再発見推進事業に係る経費について、帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から2年間保管しておくこと

（状況報告及び調査）

第13条 事務局は、必要に応じて支援対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

（支援金の交付決定の取消し）

第14条 事務局は、支援対象事業者がこの要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

（支援金の返還）

第15条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた支援対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

（不正利用の防止について）

第16条 支援対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

第17条 この要綱に基づく手続きに関する費用及び支援の対象となる商品の割引を除く事業の実施に係る費用については、支援対象事業者が負担するものとする。（費用の負担）

（雑則）

第18条 この要領に定めのない事項については、神奈川県と事務局が協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。

2020年9月28日